

児童福祉施設に対する指導監査の主眼事項及び着眼点
 (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童心理治療施設)

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 適切な入所者支援の確保	<p>施設の支援について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。また、施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・保健福祉センター等）との連絡調整が図られているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p>
1 入所者支援の充実	<p>(1) 支援計画は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。</p> <p>また、支援計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 支援計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p> <p>ウ 入所者の支援記録等は整備されているか。</p> <p>(2) こども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</p> <p>(3) 被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取組が行われているか。</p> <p>(4) 個々のこどもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</p> <p>(5) 施設長がこどもの権利擁護やこどもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</p> <p>(6) こどもの生命を守り、安全を確保するために、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。</p> <p>(7) 死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止措置を講じているか。</p> <p>(8) 個々のこどもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。</p> <p>(9) こどもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(10) こどもの状態を観察し、虐待や不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</p> <p>(11) こどもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理が適切に行われているか。</p> <p>(12) 適切な給食を提供するよう努めているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 オ 給食材料が適切に用意され、保管されているか。 カ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 キ 食器類の衛生管理に努めているか。 ク 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 ケ 給食日誌の記録が適正に行われているか。</p> <p>(13) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>(14) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>(15) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（せいしき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。（乳児院を除く。）特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(16) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(17) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(18) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。 ウ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(19) 乳幼児突然死症候群対策や窒息事故の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</p> <p>(20) プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制を確保し、これらの職員に対して事前教育・訓練を行うなど、安全対策を講じているか。</p> <p>(21) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(22) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(23) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(24) 実施機関との連携が図られているか。</p>
2 入所者の生活環境等の確保	<p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。</p> <p>(1) 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。</p> <p>(2) 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</p> <p>(3) 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は、適切になされているか。</p>
3 自立、自活等への支援援助	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>
第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。また、措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適正に使われているか。</p>
1 施設の運営管理体制の確立	<p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(4) 入所者の直接支援に当たる職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。</p> <p>(10) 会計経理が適切に行われているか。 ア 運営費（措置費）（以下「運営費」という。）等の請求事務が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金（職員給食費等）が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が、適正に行われているか。 オ 現金・預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。 キ 契約は適正な手続により行われているか。 ク 支出内容に不適切なものはないか。 ケ 計算書類及び財産目録は適正に整備されているか。 コ 未収金・未払金等は、適正に精算しているか。</p> <p>(11) 運営費等は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われたうえで、運営費等の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計区分への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 当期末支払資金残高は、優先的に各種積立金に充てられているか。 エ 当期末支払資金残高及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。また、取り崩し等についての手続きは適正に行われているか。</p> <p>(12) 高額の当期末支払資金残高等を有している場合、入所者支援等に必要な改善を要するところはないか。 当期末支払資金残高を有している場合は、過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(13) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(1) 労働基準法等関係法規を遵守しているか。 ア 職員の労働時間を適正に把握しているか。 イ 健康診断の実施等、職員の健康管理を適正に行っているか。 ウ 給与や各種手当について、給与規程等で規定し、適正に支払っているか。 エ 労働基準法第36条に基づく労使協定を締結し、労働基準監督署へ提出しているか。 オ 職員の賃金は、京都府最低賃金額以上で計算し、支給しているか。 カ 法定経費以外の賃金控除を行う場合は、労働基準法第24条に基づく労使協定を締結しているか。</p> <p>(2) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</p> <p>(3) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(4) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p>
<p>3 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>(1) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>(2) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。</p> <p>(3) 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>(4) 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出のうえ、月1回以上適切に実施され、年1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練として実施されているか。</p> <p>(5) 防犯について配慮されているか。</p> <p>(6) 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する施設については、避難確保計画が作成され、同計画に基づき1年に1回以上訓練が実施されているか。また同計画及び同計画に基づく訓練の実施結果が本市に報告されているか。</p>